

## 牛海綿状脳症（BSE）対策本部決定事項

6月24日から7月23日までの間、厚生労働省及び農林水産省が実施した米国の対日輸出認定施設35施設の現地調査結果を踏まえ、次の措置を講ずることとする。

### 1 調査結果への対応

(1) 今回の調査においては、調査対象35施設中20施設において、対日輸出プログラム等について特段の指摘事項はなかったため、米国側は対日輸出リストに掲載する。

(2) 残りの15施設の調査結果を踏まえ、

- ① 企業合併によりマニュアルを大幅に変更手続中の1施設は、米国が査察を行い、日本が確認するまでの間は、米国側は対日輸出リストに掲載しない。
- ② 認定前のと畜牛肉を出荷した1施設については、当該施設における対日輸出プログラムの遵守を確認するため、輸入手続再開当初、通常常駐しないAMS職員を一定期間常駐させ、監視及び評価を行う。AMSは、その後さらに当該施設の査察を行って、遵守状況の監視及び評価を行う条件付きで、米国側は対日輸出リストに掲載する。

日本側はAMSの評価結果の報告を受けるとともに現地において実施状況の確認を行う。

- ③ この他の13の事例については、既にこれらの施設で是正措置が講じられていることを、改正されたマニュアル等や米国政府が確認した旨の報告により日本側が確認できたことから、米国側は対日輸出リストに掲載する。

## 2 今後の対応

(1) 調査対象施設35施設中34施設について輸入手続の再開を認める（うち1施設については条件付き認定）こととするが、今後6ヶ月間は米国側の対日輸出プログラムの実施状況を検証する期間とし、この期間中は、米国側は、調査対象35施設以外の新たな対日輸出施設としての認定は行わないこととしている。

また、日本側は、輸入手続再開後、通常の査察に加え、米国側の抜き打ち査察に同行することにより、対日輸出プログラムの遵守状況を検証する。

(2) 昨年12月12日から本年1月20日までの間に米国から輸出された未通関牛肉等は、米国側調査で問題がなかったとされ、日本側現地調査でも安全性については問題がないことを確認したが、念のため、今後新たに対日輸出される牛肉等について一定期間問題がないことを確認の上、全箱を開梱した牛肉等の確認を受けて、問題がないものに限り輸入を認めることとする。

## 3 その他

(1) 消費者の合理的な選択に資する観点から、牛肉を使用した加工食品の原料原産地表示や、「外食における原産地表示に関するガイドライン」に基づく原産地表示など事業者による主体的な情報提供の一層の活性化を促すとともに、牛肉の原産地表示等についてJAS法に基づく監視指導の更なる徹底を図る。

(2) 米国産牛肉輸入問題については、本年4月及び6月に全国10か所でリスクコミュニケーションを実施するなど国民への情報提供に努めてきたところであるが、今後とも、査察の結果等をはじめとして、国民に対する情報提供に努める。